

栗監委第 122 号

平成 23 年 8 月 24 日

栗東市長 野村昌弘様

栗東市監査委員 井之口秀行
栗東市監査委員 高野正勝

平成22年度 栗東市財政健全化審査意見書及び
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率を、
同法第22条第1項の規定により資金不足比率を、それぞれ算定の基礎となる事項を記載した
書類を審査した結果から、次のとおり意見書を提出します。

平成22年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適性に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成22年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	- %	12.95 %
②連結実質赤字比率	- %	17.95 %
③実質公債費比率	19.6 %	25.00 %
④将来負担比率	312.6 %	350.00 %

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成22年度の実質赤字比率はマイナス数値となっており、良好な状態にあると認められるが今後も慎重な財政運営を求める。

② 連結実質赤字比率について

平成22年度の連結実質赤字比率はマイナス数値となっており、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は19.6%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較すると、これを下回っているが昨年より2.1%悪化しており今後一段と厳しい状況が予想されることから、関係機関と十分協議し最善の策を講ずること。

④ 将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率は312.6%となっており、早期健全化基準の350.00%と比較すると、これを下回っているものの、早期健全化基準に近い数値であることから、通減に向けた健全財政への取り組むこと。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率の中でも、特に将来負担比率、実質公債費比率については、昨年度より悪化しており、早期健全化基準の数値に近づいている。

特に実質公債費比率については、今回18.00%を超え、起債に国の許可が必要となったが、以降、25.00%の早期健全化基準を超えないようにしなければならない。

今後、市の方向性を十分検討するとともに関係機関との十分な協議により、財政健全化に向けた取り組みを講ずることが必要である。

平成22年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適性に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率	平成22年度	経営健全化基準
①公共下水道事業特別会計	— %	20.0 %
②農業集落排水事業特別会計	— %	20.0 %
③大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計	— %	20.0 %
④水道事業会計	— %	20.0 %

(2) 個別意見

① 公共下水道事業特別会計について

平成22年度の実質的な資金不足額は発生しておらず、資金不足比率なしとなっており、良好な状態にあると認められる。

② 農業集落排水事業特別会計について

平成22年度の実質的な資金不足額は発生しておらず、資金不足比率なしとなっており、良好な状態にあると認められる。

③ 大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計について

平成22年度の実質的な資金不足額は発生しておらず、資金不足比率なしとなっており、良好な状態にあると認められる。

④ 水道事業会計について

平成22年度の実質的な資金不足額は発生しておらず、資金不足比率なしとなっており、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。